平成２４年（フ）第１４７号
富山県高岡市泉町10番14号
破産者　安藤　弘昭
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２２５号
長野市大岡乙160番地の１
破産者　田中たつじ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
長野市真島町川合781番地６
破産者　廣瀬　嘉信
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１３号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟1001号、開始決定時の住所名古屋市守山区大牧町３番22号　グレイス守山502号
破産者　渡邉　誠一
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０５号
名古屋市中川区松重町４番７号　岩井橋ロイヤルハイツ９Ｈ号
破産者　川村　文雄
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７７号
大阪市西淀川区姫里１丁目26番24号　グランアムール303号室、開始決定時の住所名古屋市緑区緑花台2510番地　メゾンムータンＢ棟101
破産者　ティ・ファクトリーこと　竹内　勇司
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９７号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目38番地ネオメゾン武庫川211号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市元浜町２丁目33番地の４
破産者　松阪　浩明
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６１号
大阪府吹田市岸部北３丁目33番３号ビスタ岸部ハイツＢ203号室、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中２丁目１番７―403号
破産者　花凛屋こと　文野　克也
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４号
大阪府高槻市津之江町３丁目１番１－２Ｈ号、前住所大阪府高槻市竹の内町７番７号
破産者　宮﨑　慶子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目14番30―３号
破産者　葛西まゆみ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９８号
大阪市住之江区新北島６丁目１番30号　３号室
破産者　渡邉　　一（旧姓上田）
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１７号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―1218号
破産者　スナックｇｉｒｌｓこと　出口　貞宏
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１８号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―1218号
破産者　黒井　房美
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
大阪府八尾市南植松町１丁目１番地の１　アーバンライフ浅尾101号、前住所大阪府柏原市法善寺３丁目898番地
破産者　北田　惠男
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２４号
大阪府八尾市南植松町１丁目１番地の１　アーバンライフ浅尾101号、前住所大阪府柏原市法善寺３丁目898番地
破産者　北田　育子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０１号
神戸市中央区国香通５丁目１番９―202号
破産者　坂元　克代
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５６号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目７番６―101号、従前の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目14番13号
破産者　美馬登志子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６号
神戸市中央区上筒井通４丁目１番５号
破産者　大西さとみ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部